

薩摩川内市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出の事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、法及びこれに基づく命令（告示も含む。）による。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項及び法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 軽微な変更 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）第3条に定める変更をいう。
- (3) 完了検査 建築基準法（昭和25年法律第20号）第7条第4項及び同法第18条第17項の規定に基づく検査をいう。
- (4) 届出等 法第19条第1項、法20条第2項又は法附則第3条第2項及び同条第7項に定める建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出及び通知をいう。

(適合性判定)

第3条 市長に適合性判定を求めようとする者は、規則第1条に定める書類を提出しなければならない。

(一次エネルギー消費量の算出対象とする建築物の部分)

第4条 建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (5) その他市長が認めるもの

(軽微な変更)

第5条 軽微な変更は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
- (2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギーの消費性能を低下させる変更
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消

費性能基準に適合することが明らかな変更

- 2 前項第3号の変更を行った者は、規則第11条の規定に基づき軽微な変更証明申請書（様式第1号）の正本及び副本に規則第2条に定める書類（変更計画書の様式は除く。）を添付し、市長に申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の申請があった場合、変更内容を審査したうえで、建築物エネルギー消費性能基準に適合する場合は、軽微な変更証明書（様式第2号）を交付しなければならない。

（特定建築物に係る基準適合命令等）

第6条 市長は、法第14条第1項に基づく命令を行う場合は、建築主に対し、命令書（様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、法第14条第2項に基づく要請を行う場合は、国等の機関の長に対し、要請書（様式第4号）を交付するものとする。

（特定建築物に係る報告の徴収）

第7条 法第17条の規定により、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求める場合は、報告書（様式第5号）を市長に提出することにより行うものとする。

（完了検査）

第8条 適合性判定を受けた建築物の建築基準法第7条第1項の規定による申請又は同法第18条第16項の規定による通知をしようとする者は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号及び第5号（同規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 適合性判定、法第23条の規定に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定、法第34条第1項の規定に基づくエネルギー消費性能向上計画認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に要した書類及び省エネ基準工事監理報告書（様式第6号又は様式第6号の2）
- (2) 第5条第1項各号に該当する変更を行った場合、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第7号）
- (3) 第5条第1項第3号に該当する変更を行った者は、同条第3項に掲げる軽微な変更証明書

（届出等）

第10条 届出等を行おうとする者は、規則第12条に定める書類を届出しなければならない。

- 2 規則第12条第1項の規定より市長が必要と認める書類は、規則第1条の表に定める図書とする。
- 3 規則第12条第4項により次の各号の書類を添付した場合は、前項の書類のうち各種計算書の添付を要しない。

- (1) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

第5条第1項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5に適合していること）の写し

- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）の写し

（届出に対する指示、命令等）

第11条 市長は、法第19条第2項に基づく指示を行う場合は、届出をした者に対し、指示書（様式第8号）を交付するものとする。

2 市長は、法第19条第3項に基づく命令を行う場合は、前項の指示を受けた者に対し、命令書（様式第9号）を交付するものとする。

3 市長は、法第20条第3項に基づく協議を行う場合は、国等の機関の長に対し、協議書（様式第10号）を交付するものとする。

（台帳の整備）

第12条 市長は、適合性判定を受けた建築物及び指示をした建築物の台帳を整備し、判定及び届出等の事項を記録しておかなければならない。

（その他）

第13条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。